

市第40号議案

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年10月23日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（
令和 7 年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改
める。

第19条第 1 項中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定
保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第
29号）附則第15条第 1 項の規定によりなおその効力を有するもの
とされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 2 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改

める。

第15条第2項中「の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時、定期又は臨時の健康診断
-----------------------------	----------------------------

第25条中「乳児又は幼児（以下「」及び「」という。）」を削る。

第27条第3項中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第34条第2項中「の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。同表において同じ。）」（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時、定期又は臨時の健康診断
----------------	------------------------------

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第29条第2項中「の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。同表において同じ。）」（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時、定期又は臨時の健康診断
-------------	----------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第5条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保育士又は同条第2項の国家戦略特別区域限定保育士の登録」を「第18条の18第3項の保育士登録、同法第18条の28第2項の地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項の旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第6条第3項の表備考1中「第18条の18第1項（国家戦略特別

区域法（平成25年法律第 107 号）第12条の 5 第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。）の登録」を「第18条の18第 3 項の保育士登録、同法第18条の28第 2 項の地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）附則第 15条第 3 項の旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

第14条第 1 項中「から第12条まで」を「、第12条」に改め、同項の表中

「

第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児

」

を削る。

（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

第17条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第 141 号）第12条第 1 項又は第13条第 1 項の健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ

れ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時、定期又は臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第8条 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例（令和7年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基

準に関する条例の一部改正)

第 9 条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第 2 項において準用する認定こども園法第27条の 2 第 1 項各号）」に改める。

（横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項第 1 号中「保育士（」の次に「法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）附則第15条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市一時保護施設の設備及び運

営の基準に関する条例第19条第1項の規定、第2条の規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第27条第3項の規定、第3条の規定による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条第1項第1号の規定、第4条の規定による改正後の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条第1項第3号の規定、第5条の規定による改正後の横浜市認定こども園の要件を定める条例第3条第5号アの規定、第6条の規定による改正後の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の表備考1の規定、第7条の規定による改正後の横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第23条第2項の規定、第8条の規定による改正後の横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例第22条第1項の規定及び第10条の規定による改正後の横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項第1号の規定は、令和7年10月1日から適用する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜 粹)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(虐 待 等 の 禁 止)

第 14 条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法 第 33 条 の
第 33 条 の
10 第 1 項 各 号 に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を
10 各 号
与える行為をしてはならない。

(職 員)

第 19 条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者
をいう。次項及び第 22 条において同じ。）、嘱託医、看護師、保
育士（法第 18 条の 29 の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を
改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定に
よりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定に
よる改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12
条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項におい
て同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄
養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし
、児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職
員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を
、児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は
管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員
を置かないことができる。

(第 2 項 から 第 4 項 まで 省 略)

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜 粹)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(虐待等の禁止)

第 11 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 第 33 条 の
第 33 条 の
10 第 1 項 各 号 に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を
10 各 号
与える行為をしてはならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第 15 条 (第 1 項 省 略)

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄
に掲げる健康診断 又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 14
1 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の健康診査をいう。同表に
おいて同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）

が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄
当該健康診断
に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは
、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる
。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄
に掲げる 健康診断等の結果
健康診断の結果 を把握しなければならない。

(省 略)	
<u>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）</u> <u>に対する健康診査</u>	<u>入所した乳幼児に対する入所時、定期又は</u> <u>臨時の健康診断</u>

(第 3 項 及 び 第 4 項 省 略)

(設 備 の 基 準)

第 25 条 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10 人以上を入所

させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

（職員）

第 27 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 第 1 項の乳児院の看護師は、保育士（法第 18 条の 29 の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。ただし、乳幼児 10 人を入所させる施設には 2 人以上、乳幼児 11 人以上を入所させる施設には 2 に乳幼児の数が 10 を超えておおむね 10 を増すごとに 1 を加えて得た数以上看護師を置かなければならない。

（第 4 項から第 9 項まで省略）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現行

）

（従業者の員数）

第 6 条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその

員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）第 27 条第 3 項の児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（法第 18 条の 29 の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア、イ、第 2 号及び第 2 項から第 9 項まで省略）

（健康管理）

第 34 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しな

ればならない。

(省 略)	
<u>乳児又は幼児に対する健康診査</u>	<u>通所する障害児に対する通所開始時、定期</u> <u>又は臨時の健康診断</u>

(第 3 項 省 略)

横 浜 市 指 定 障 害 児 入 所 施 設 等 の 人 員 、 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(従 業 者 の 員 数)

第 5 条 指 定 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 に 置 く べ き 従 業 者 及 び そ の 員 数
は、次 の と お り と す る。た だ し、40 人 以 下 の 障 害 児 を 入 所 さ せ る
指 定 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 に あ っ て は 第 4 号 の 栄 養 士 又 は 管 理 栄
養 士 を、調 理 業 務 の 全 部 を 委 託 す る 指 定 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 に
あ っ て は 第 5 号 の 調 理 員 を 置 か な い こ と が で き る。

(第 1 号 及 び 第 2 号 省 略)

- (3) 児 童 指 導 員 (横 浜 市 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関
す る 条 例 (平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号) 第 27 条 第 3 項 の 児
童 指 導 員 を い う。以 下 同 じ。) 及 び 保 育 士 (法 第 18 条 の 29 の 地
域 限 定 保 育 士 及 び 児 童 福 祉 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 7
年 法 律 第 29 号) 附 則 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を
有 す る も の と さ れ る 同 法 附 則 第 12 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 国 家
戦 略 特 別 区 域 法 (平 成 25 年 法 律 第 107 号) 第 12 条 の 5 第 2 項 の
国 家 戦 略 特 別 区 域 限 定 保 育 士 を 含 む。以 下 同 じ。)

（アからウまで、第 4 号から第 6 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略）

（健康管理）

第 29 条 （第 1 項省略）

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

（省 略）	
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した障害児に対する入所時、定期又は臨時の健康診断</u>

（第 3 項省略）

（虐待等の禁止）

第 43 条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（第 2 項省略）

横浜市認定こども園の要件を定める条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（法第 3 条第 1 項の要件）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。
。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満 3 歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第 18 条の 18 第 3 項の保育士登録、同法第 18 条の 28 第 2 項の地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 3 項の旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

（イ及び第 6 号から第 11 号まで省略）

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（虐待等の禁止）

第 4 条の 2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員の数等）

第 6 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園 児 の 区 分	員 数
(省 略)	
備考	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状をいう。備考1において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項の保育士登録、同法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法18条の28第2項の地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。年法律第29号）附則第15条第3項の旧国家戦略特別区域限定保育士登録</u>（備考1において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 （2から4まで省略）	

（第4項及び第5項省略）

（児童福祉施設基準条例の準用）

第14条 児童福祉施設基準条例第4条第2項及び第3項、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項、第8条、第10条^{第12条}_{から第12条まで}、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第42条第7号、第43条（後段を除く。）並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)		
<u>第11条</u>	<u>入所中の児童</u>	<u>園児</u>
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>
(省 略)		

(第 2 項 省 略)

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する

条例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(虐 待 等 の 禁 止)

第 12 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 ^{第 33 条} _{第 33 条} の 10 第 1 項 各 号 に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第 17 条 (第 1 項 省 略)

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左
家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所
欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第
等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始
141 号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。同表
前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼
児において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。
児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認
）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右
められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わな
欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるとき
いことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児

は、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができ
 児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握
 する。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の
 しなければならない。

左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下 「乳幼児」という。）の利用開始前の健康 診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時、定期又は 臨時の健康診断

（第 3 項及び第 4 項省略）

（職員）

第 23 条 （第 1 項省略）

- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知
 事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第 18
 条の 29 の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律
 （令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその
 効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の
 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項
 の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士
 と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、
 次のいずれにも該当するものとする。

（第 1 号、第 2 号及び第 3 項省略）

横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関す
 る条例（抜粋）

（上段 改正案）
 （下段 現行）

(虐待等の防止)

第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 (法第 18 条の 29 の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 29 号) 附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号) 第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。) を置かなければならない。

(第 2 項及び第 3 項省略)

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(虐待等の禁止)

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員

にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（職員）

第10条 （第1項及び第2項省略）

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。）でなければならない。

(1) 保育士（法第18条の29の地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

（第2号から第10号まで、第4項及び第5項省略）

（虐待等の禁止）

第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法^第_第
33 条の 10 第 1 項各号
33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害
な影響を与える行為をしてはならない。